

原議保存期間	1年(令和6年3月31日まで)
有効期間	二種(令和6年3月31日まで)

各管区警察局長  
各都道府県警察の長  
(参考送付先)  
庁内各局部課長  
各附属機関の長

殿

警察庁丙交企発第19号、丙交指発第5号  
令和5年2月7日  
警察庁交通局長

新入学児童等の交通事故防止に向けた重点的な取組の推進について(通達)

春の全国交通安全運動については、周囲を取り巻く環境が大きく変わり、通行する道路交通環境にも不慣れな新入学児童等(小学校への新入学児童及び幼稚園、保育所等への新入園児)をはじめとする幼児・児童の歩行中事故の防止が重点の一つであるところ、令和5年においては、統一地方選挙の実施に伴い当該運動が5月に実施される。

そこで、令和5年春の全国交通安全運動推進要綱の第10のとおり、4月においてこどもやその保護者等に対する交通安全教育、街頭活動についても十分に配慮する必要がある。

各都道府県警察においては、令和5年4月6日(木)から15日(土)までの10日間を基本とし、地域の実情等に応じた実施期間を定め、

- 新入学児童等及びその保護者に対し、横断歩道の横断方法等について、参加・体験・実践型の交通安全教育
- 自動車・自転車の運転者に対し、歩行者保護のため、街頭活動による広報啓発・指導取締り
- 通学路等における保護者・学校関係者との合同パトロール

等の取組を重点として、新入学児童等を対象とした交通事故防止対策を推進されたい。

この際において、運動及び取組の趣旨を明確にし、効果的に活動を推進するため、例えば「令和5年春・〇〇県新入学児童等交通安全活動強化期間」などの名称を定め、効果的に広報することを考慮されたい。

また、教育委員会、学校、保育所等との連携を密にすることで、当該活動を効果的に推進されたい。

なお、内閣府、文部科学省及び厚生労働省から関係機関に対して本通達の内容が通知されるので、参考とされたい。